

## 世界文化遺産の登録までの手続き等

暫定一覧表に追加すべき資産について、

- ◆文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会
- ◆文化審議会文化財分科会
- ◆世界遺産条約関係省庁連絡会議において決定



世界遺産への推薦候補を記載した「世界遺産暫定一覧表」を世界遺産委員会に提出



推薦準備作業（顕著な普遍的価値の証明、文化財指定・選定等）



準備が整った資産から順次推薦を決定

- ◆文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会
- ◆文化審議会文化財分科会
- ◆世界遺産条約関係省庁連絡会議において決定



世界遺産委員会へ推薦書（暫定版）提出 [毎年9月30日期限]  
(※ 世界遺産センターによる形式審査)



世界遺産委員会へ推薦書（正式版）提出 [1月末まで]



専門家で構成された国際非政府機関（イコモス：国際記念物遺跡会議）による審査 [約1年半の審査]  
(※ この間にイコモスによる現地審査含む)



イコモスによる評価結果の勧告（例年5月）



世界遺産委員会で登録の可否を決定 [推薦翌年の6～7月]

〈 世界遺産委員会の決議は、次の4区分 〉

- ① 記載 (Inscription) : 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会 (Referral) : 追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回すもの。
- ③ 記載延期 (Deferral) : より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度イコモスの審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載決議 (Decision not to inscribe) : 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。